

## 給付金の支給手続き

### I 非課税世帯

- 対象となる世帯には八峰町から給付内容や振込口座などの確認事項が書かれた確認書を令和4年3月2日に送付しています。
- 中身を確認して**3ヶ月以内**に八峰町へ**返信してください**。  
※同封の返信用封筒をご利用ください。

【確認すること】

・世帯の全員が、住民税課税者に扶養されている者からなる世帯は対象になりません。（この場合の扶養とは税法上の扶養のことです。）

例1) 親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯→対象になりません。

例2) 子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）→対象になりません。

・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の者がいる場合は対象になりません。

・受取口座が正しくないと振り込みができませんのでご確認ください。

【注意】令和3年1月2日以降に八峰町に転入された方は、前居住地で課税がされているため、

「II 家計急変世帯」同様に申請が必要です。

該当する方は申請書を町ホームページおよび八峰町役場福祉保健課に設置していますので提出をお願いします。

申請書の提出期限(令和3年1月2日以降に八峰町へ転入された方)：令和4年9月30日必着

### II 家計急変世帯

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書の提出期限：令和4年9月30日必着

申請書は町ホームページおよび八峰町役場福祉保健課に設置しています。

申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる資料等をご準備のうえ、提出してください。

※「住民税非課税相当」とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の1か月の収入×12月）が住民税非課税水準以下であることを指します。【対象外】農作物の減収・気候変動によるもの・退職(自己都合含む)

◆申請方法

≪申請書に添付する書類(例)≫

- ・「令和3年中の収入」または「収入が減少した月(任意の1か月)の収入」が確認できる書類のコピー  
(源泉徴収票、給与明細、年金振込通知書など)
- ・本人確認書類のコピー(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳など)
- ・振込口座がわかる書類のコピー(通帳もしくはキャッシュカード)

配偶者やその他親族からの暴力など(DV等)を理由に避難している方へ

DV等で住民票を動かさず、避難している方も、一定の要件(DV等避難中であることの証明と収入要件)を満たせば、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。

給付金を受給する手続きは、八峰町役場福祉保健課へお問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

#### 事業概要について

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

#### 提出・お問合せ先

福祉保健課 保険年金福祉係

☎0185-76-4608

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118  
FAX: 0185-76-2113 受付時間 平日8:30~17:15

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により困難に直面した方々に対して、  
生活・暮らしの支援を行うため、給付金を支給します。(10万円/1世帯)

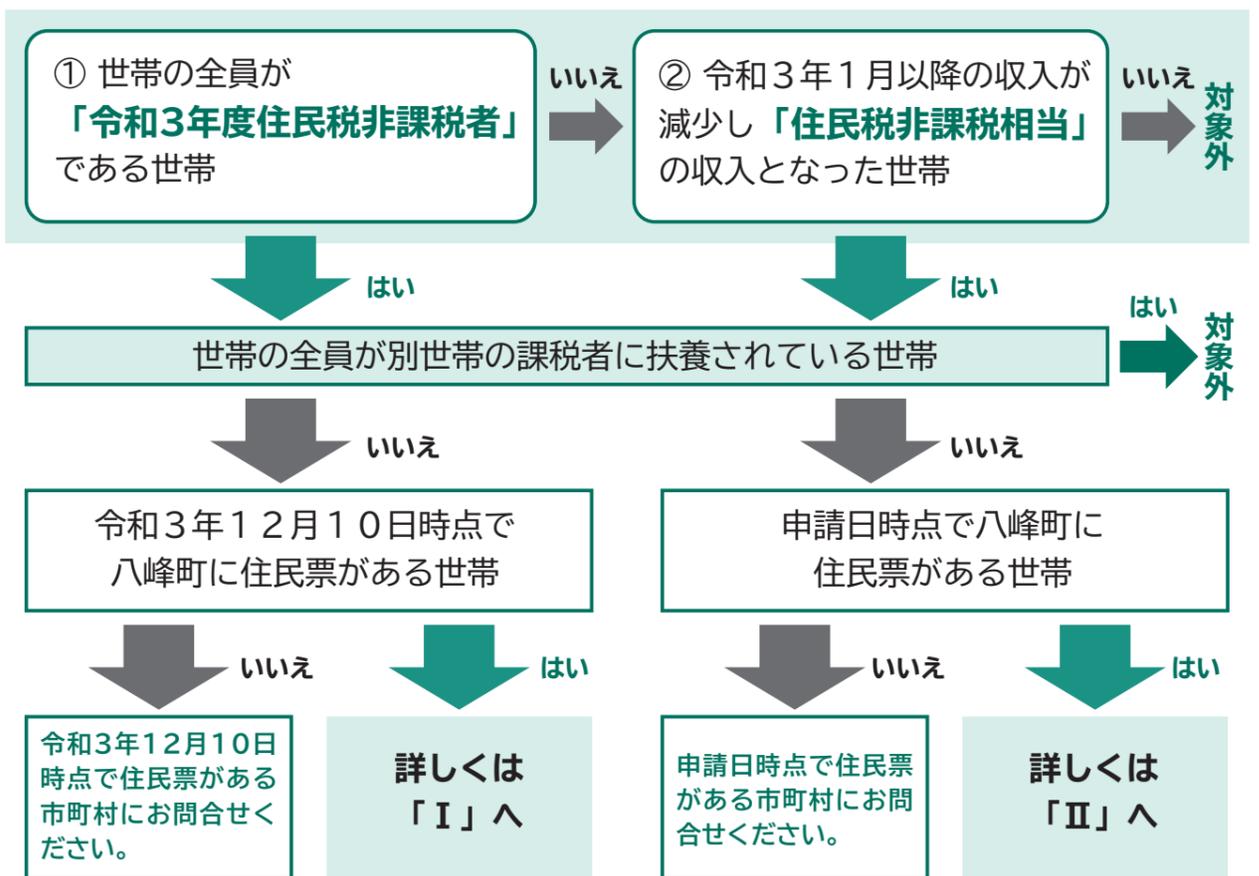
### 支給対象世帯

次のいずれかに該当する世帯(①と②を重複して受給することはできません。)

- ・基準日(令和3年12月10日)時点で八峰町に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯
- ・令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①と②ともに、世帯全員が住民税課税者に扶養されている者からなる世帯を除く。

### 支給対象となる可能性のある世帯



支給手続きの詳細は左面をご確認ください。